

甲府市行政評価外部評価 平成29年度外部評価結果報告書

平成29年8月

甲府市行政評価外部評価委員会

目 次

1	はじめに	1
2	評価対象施策の選定	1
3	評価結果	2
4	評価内容	2
	生涯学習の充実	2
	商業・工業の振興	4
	住環境の向上	6
	中心市街地の活性化	7
5	行政評価外部評価制度の改善点	9
6	附属資料	10
	(1) 委員会開催経過	10
	(2) 評価の流れ	10
	(3) 委員名簿	11
	(4) 評価作業における委員構成	12
	(5) 甲府市行政評価外部評価委員会設置要綱	13

1 はじめに

甲府市では、有識者等による第三者の視点から事務事業評価を行う「外部評価制度」を平成16年度に導入し、客観性や透明性、公平性を高め、事務事業評価をより信頼性のあるものとするとともに、提言された意見を事務事業の改善に活用してきたところである。

また、平成20年度からの3年間は、事務事業のあり方を抜本的に整理するための新たな事業評価の手法である「事業仕分け」を実施し、182事業の仕分けを行うとともに、平成23年度からは、市民との協働により事務事業のあり方を考えていく仕組みとして「市民協働評価」を実施し、平成27年度までに40事業の評価を行ってきたところである。

こうした中、平成28年度からの10年間の計画期間とした「第六次甲府市総合計画」の進行管理においては、従来から行われてきた個別の事務事業を中心とした事務事業評価から、基本目標を達成するための「施策が効率的・効果的に進んでいるのか」、また、「施策を構成する事務事業が適切なのか」を評価する施策評価を導入し、新たな行政評価制度を構築したところである。

このことから、外部評価においても、第三者の視点からの評価及び意見を聴取することにより、施策評価の客観性と透明性を高めることを目的に、本年度、試行運用として施策評価を導入することとした。

本委員会は、それぞれの施策を評価するにあたっては、担当部局からの説明や質疑応答を実施し、施策や構成事務事業について、「目的と手段の連鎖構造が成立しているのか」、また、それらが「効果性や妥当性を発揮しているのか」等を中心に精力的に評価及び検証を進めてきたところであり、本報告書は、それらの結果について報告するものである。

本委員会としては、今後、甲府市におかれては、市民の幸福と地域の発展のため、この内容を真摯に受け止め、施策展開や事務事業の構成等への見直しに活用する中で、常に、市民の立場に立ち、市政運営に尽力されることを期待するものである。

2 評価対象施策の選定

評価対象施策は、「第六次甲府市総合計画」の施策の大綱に位置付けている37施策及び基本構想の推進における4つの方針を対象とした。本年度は試行実施とし、委員長と企画部長の協議により、①平成28年度市民実感度調査の実感度の低い施策から選定、②多くの部局が参加できるように部局ごとに1施策を選定、③施策を構成する事務事業が少ない施策から選定、④事務事業の担当部局に偏りが生じないよう選定、以上の4つの条件を考慮し、「生涯学習の充実」、「商業・工業の振興」、「住環境の向上」、「中心市街地の活性化」の4施策を選定した。

3 評価結果

施 策 名	評 価
生涯学習の充実	C あまり効果が挙げられていない
商業・工業の振興	C あまり効果が挙げられていない
住環境の向上	C あまり効果が挙げられていない
中心市街地の活性化	C あまり効果が挙げられていない

評価区分	
A	大きな効果を挙げている
B	効果を挙げている
C	あまり効果が挙げられていない
D	効果が挙げられていない

4 評価内容

施策名	生涯学習の充実
構成事務事業	◎生涯学習振興事業 ◎図書館資料整備・サービスネットワーク事業 ○公民館管理運営事業 ○総合市民会館管理運営事業 ○市立図書館管理運営事業
◎主要事業 ○一般事業	
基本目標	いきいきと輝く人を育むまちをつくる（人）
施策の方向	市民が生涯にわたり学び続け、楽しみや生きがいを持つことで、自己の充実・啓発や生活の向上を図ることができるよう、学習機会や学習内容を充実するとともに、学習の成果を地域社会に活かすことのできる仕組みづくりに取り組みます。
担当所管室	教育部 生涯学習室
評価結果	Cあまり効果が挙げられていない
委員評価内訳	A大きな効果を挙げている（0） B効果を挙げている（3） Cあまり効果が挙げられていない（3） D効果が挙げられていない（0）

(1) 外部評価の内容

本施策「生涯学習の充実」は、市民が生涯にわたり学び続け、楽しみや生きがいを持つことで、自己の充実・啓発や生活の向上を図ることができることを目的に、「生涯学習振興事業」、「図書館資料整備・サービスネットワーク事業」等で構成されている。

施策の実現のために、「甲府市生涯学習ビジョン」に沿った様々な事務事業、公民館における各種講座、総合市民会館における自主事業を実施するとともに、「まなび奨励ポイント」により生涯学習への参加意識の醸成を図っていることは評価できる。

しかしながら、現状では、大学における生涯学習事業、民間事業者等における各種講座事業など、各種機関で様々な生涯学習関連事業を実施していることから、例えば、地域との連携を図り実施している公民館主催事業の「こうふの魅力発見講座」などの市政に大きく関連するものなど、甲府市でなければ実施できない事務事業に特化して再構築していくべきである。

成果指標については、「市民からみた行政の効果」を示すアウトカム指標を設定すべきであり、「生涯学習事業の参加者数」と「市立図書館の年間貸出点数」としていることは適切とは言えず、施策の効果を定量的に判断・分析するための成果指標を設定するとともに、施策実現の手段である事務事業を網羅する指標を設定することが必要だと考える。

構成事務事業については、概ね妥当であり、「公民館管理運営事業」は、主催講座や市民独自で行う講座の実施により、公民館では何かしらの学習機会や文化活動が得られることから、施策へ寄与していると考えられる。しかしながら、生涯学習に資する事務事業や市民主導の取組は必ずしも多くないと思われるため、地域密着型の社会教育施設として発展してきた公民館活動の事務事業内容を再構築する必要がある。

「総合市民会館管理運営事業」については、当該会館が多目的ホールであり、遊亀公民館や青沼窓口センターも併設していることから、どの施策に位置付けたら良いかを検討する必要がある。

図書館に関わる事務事業については、図書館の使命は、市民の知る自由・権利を基にして、「市民の自立支援」や「市民の市政への関心」を高めることにあることから、こうしたことを念頭に置き、公立図書館のあり方を考える中で、図書館サービスの再構築を図る必要がある。

(2) 構成事務事業に対する意見

ア 生涯学習振興事業

- 効用指標を設定する際には、すでに受講している市民だけではなく、参加していない市民へのアンケートも行い、市民全体の意見を反映させる必要がある。

イ 図書館資料整備・サービスネットワーク事業

- 当該事務事業と市立図書館管理運営事業については、一体化を図り、効率的に進める必要がある。
- 図書館の「サービスネットワーク事業」や移動図書館（なでしこ号）は利用者の不便さを解消する一手段であり、こうした仕組みを知らない市民が多いと思われるので更なる周知が必要である。

ウ 市立図書館管理運営事業

- 「図書館資料整備・サービスネットワーク事業」で実施している選書やレファレンスなど、図書館の中核となる事務事業は、市が直営で行うべきであるが、その他の管理運営については、指定管理者制度の導入を検討してはどうか。
- 図書館司書については、図書館の中心的業務を効果的に行うためには、専門的な知識と経験が必要であることから、業務内容等を見直す中で嘱託職員ではなく正規職員とすべきである。

施策名	商業・工業の振興
構成事務事業 ◎主要事業 ○一般事業	◎商工業推進事業 ◎融資対策事業 ○産業立地等推進事業 ◎地場産業振興対策事業
基本目標	魅力があふれ人が集う活力あるまちをつくる（活力）
施策の方向	活力ある商業・工業の振興を図るため、魅力あふれる商店街の形成や起業・創業への支援を行うとともに、経営基盤の強化促進を図ります。また、ブランド力の強化に向けた産学金官などの連携の強化に努めます。
担当所管室	産業部 観光商工室
評価結果	Cあまり効果が挙げられていない
委員評価内訳	A大きな効果を挙げている（0） B効果を挙げている（2） Cあまり効果が挙げられていない（4） D効果が挙げられていない（0）

（１）外部評価の内容

本施策「商業・工業の振興」は、活力ある商業・工業の振興を図ることを目的に、「商工業推進事業」、「融資対策事業」、「地場産業振興対策事業」等で構成されている。

施策の実現のために、昨年度、「甲府市中小企業・小規模企業振興条例」を制定するとともに、「甲府市商工業振興指針」を改定し、指針に沿った様々な事務事業等を展開している。

しかしながら、「商業・工業の振興」という施策は、短期的には効果が得られず、そのために市民実感をすぐに向上させることは難しいものである。このような状況の中、現在の構成事務事業の実施内容では、「商業・工業の振興」の目的を達成するための手段としては不十分であると考える。

社会経済の状況・動向や市内の商業・工業及びそれに従事する事業者が置かれている状況等を徹底的に分析することにより、将来の商業・工業のあるべき姿を明確にした上で、それを達成するために必要となる事務事業を既存の事務事業を含め、網羅的に挙げ、実施して行くことが重要である。

その際、既存の事務事業については、その必要性・有効性を検証することにより、予算の重点配分などを検討すべきである。

施策の方向については、極めて抽象的であり、また、成果指標については、「卸・小売業の法人市民税納税義務者数」と「製造品出荷額等」に限られており、施策の目的を全て捉えるものとなっていない。

構成事務事業については、概ね妥当であるが、従来、市民の日常の中に存在していた商店街は、郊外のアミューズメント機能を備えた大規模小売店舗の進出やインターネットによる商取引の増加などにより、必ずしも必要とされなくなっていることから、「商工業推進事業」については、その内容を根本的に見直すことが必要である。

例えば、A市が「昭和の町」をコンセプトに再生を行い、より賑わいを取り戻したように、「非日常性」の空間として整備することも、一つの方策となりうるものと思われる。

「融資対策事業」については、融資に対する需要は、国の景気の影響も受けるので、景気に応じて迅速に対応できるようにするとともに、山梨県が行っている制度融資との棲み分けを明確にすれば、こうした事務事業は必要だと考える。

「産業立地等推進事業」については、誘致企業の利益が必ずしも市を潤すことに繋がらないことから、「新規誘致企業納税額」や「立地企業の市民雇用者数」などの推移により費用対効果を常に検証するとともに、当該事務事業と平行して、既存事業者の規模拡大への助成をするなど、資金が地域内で循環し、自立した地域経済を構築するよう努力すべきである。

また、当該事務事業は多くの自治体が同様な事務事業を展開していることから、過剰な優遇措置に繋がらないよう留意する必要がある。

「地場産業振興対策事業」については、衰退しつつある地場産業・伝統産業を振興していくことは厳しい状況にあるが、甲府市が他都市にない「独自で魅力的発展」を遂げていくためには、当該事務事業は極めて重要であることから、徹底した地域分析を行なった上で、効果的な産地基盤の確立や販路の拡大に繋げていくことが重要である。

(2) 構成事務事業に対する意見

ア 商工業推進事業

- 商店街の活性化は、構成店主の意識の醸成が難関であると思われるので、まちづくりの専門家の投入など、ブランドイメージづくりも必要である。

イ 融資対策事業

- 一部の企業を優遇する事務事業なので、単に利用者だけが利益を得るようなものでなく、商業・工業の振興にはっきりと繋がるよう、事務事業内容の検証と改善を図るべきである。

ウ 地場産業振興対策事業

- ブランドや商品の認知度の向上のため、消費者目線に立った宣伝方法の検討が必要である。例えば、地元スーパー、コンビニエンスストアやＪＲとの連携や、「こうふコンシェルジュ」、ＳＮＳを活用するなどし、こちらから働きかけるような宣伝も効果的である。

施策名	住環境の向上
構成事務事業 ◎主要事業 ○一般事業	◎公営住宅整備事業 ○住宅管理事務 ◎建築物耐震化支援事業 ◎住宅リフォーム助成事業 ○アスベスト飛散防止対策事業 ◎空家等対策推進事業
基本目標	自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
施策の方向	安全で良好な住環境を確保するため、市営住宅の計画的な修繕、改善などによる長寿命化を推進するとともに、民間住宅の耐震化の促進、空家等の適切な管理と活用を図ります。
担当所管室	建設部 建設総室
評価結果	Cあまり効果が挙げられていない
委員評価内訳	A大きな効果を挙げている（0） B効果を挙げている（2） Cあまり効果が挙げられていない（4） D効果が挙げられていない（0）

（１）外部評価の内容

本施策「住環境の向上」は、安全で良好な住環境を確保することを目的に、「公営住宅整備事業」、「建築物耐震化支援事業」、「住宅リフォーム助成事業」、「空家等対策推進事業」等で構成されている。

施策の実現のために、「北新三団地建替計画」や「甲府市耐震改修促進計画」に沿った進捗管理を実施するとともに、様々な施策や事務事業等を展開しているところである。

本施策を構成する事務事業は妥当性を欠くものであり、事務事業の再構築を考える必要がある。

「建築物耐震化支援事業」については、東日本大震災の発生や近い将来、南海トラフ巨大地震・首都直下地震の発生が危惧されている状況の中、建物の耐震化は喫緊の課題であり、行政もその責任を果たしていく必要があることから、「防災」に関する施策の構成事務事業とする必要がある。

「アスベスト飛散防止対策事業」については、市民の健康を守っていく必要があることから、環境保全の施策の構成事務事業に位置付けるべきである。

「公営住宅整備事業」、「住宅管理事務」については、財政厳しき折、公共施設等の整備・維持修繕に莫大な支出が予想されていることから、今後、民間アパートに居住する低所得者への家賃補助に徐々に切り替えていくことを検討する必要がある。

「住宅リフォーム助成事業」については、マイホームのリフォームは市民一人ひとりの責任で

行うべきであり、「公共性」が低いことから、廃止すべきである。

「空家等対策推進事業」については、今回の外部評価では評価対象になっていないものの、近年、空家等の周辺の生活環境が悪化している問題が、一層深刻化することが懸念されているところであり、市民の安全・安心の確保と公衆衛生及び良好な景観の改善を図るための総合的な対策が求められていることから、積極的に推進されたい。

(2) 構成事務事業に対する意見

ア 公営住宅整備事業

- 県営住宅と市営住宅の入居の基準等が同じことから、両者で調整の場を設ける必要がある。
- 当該事務事業についての目的は「北新三団地建替計画」だけではなく、他の公営住宅についての計画も盛り込む必要がある。

イ 住宅管理事務

- 昨年度から変更された入居者の入居承継制度や入居時のマナー等を守った運営を行い、建物の劣化を最小限にとどめ、市営住宅に住む方の住環境の向上に努めることが必要である。

ウ アスベスト飛散防止対策事業

- 「改正石綿被害救済法」により、業務によってアスベストが原因で罹患、あるいは死亡した方についての労災給付の支給対象期間が拡大されたところである。管轄は労働基準監督署であるが、このことも周知することでさらにアスベストの危険性を認識する機会になることを期待する。

施策名	中心市街地の活性化
構成事務事業 ◎主要事業 ○一般事業	◎中心市街地商業等活性化事業 ◎中心市街地活性化基本計画推進事業 ◎優良建築物等整備事業 ◎中心市街地定住促進事業 ◎甲府駅周辺拠点形成事業 ◎甲府城周辺地域活性化計画整備事業
基本目標	魅力があふれ人が集う活力あるまちをつくる（活力）
施策の方向	中心市街地の賑わいの創出に向け、商店街、各種団体、事業者などの民間主体の活動を支援するとともに、歴史、文化、芸術などを活かした回遊を楽しむことのできる中心市街地の整備を図ります。
担当所管室	企画部 企画総室
評価結果	Cあまり効果が挙げられていない
委員評価内訳	A大きな効果を挙げている（0） B効果を挙げている（1） Cあまり効果が挙げられていない（4） D効果が挙げられていない（1）

(1) 外部評価の内容

本施策「中心市街地の活性化」は、中心市街地の賑わいの創出や歴史、文化、芸術などを活かした回遊性の創出を目的に、「甲府市中心市街地活性化基本計画」に位置付けた「中心市街地商業等活性化事業」、「優良建築物等整備事業」、「中心市街地定住促進事業」、「甲府駅周辺拠点形成事業」、「甲府城周辺地域活性化計画整備事業」を展開しているところである。

施策の方向については、分かりづらいため、中心市街地をどのような姿にしたいのか具体的に記載する必要がある。

施策の成果指標は、施策の目的を達成できたかどうかを総合的に捉えるものであり、「市民からみた行政の効果」を示すアウトカム指標であるべきである。また、施策と事務事業の成果指標が同じということは、評価理論からはありえないため、施策と事務事業で成果指標を改めて検討すべきである。

社会経済状況の急激な変化の影響を受け、中心市街地の活性化はどこの自治体でも悩みの種である。甲府市においても、市民の参加意欲の高まりや一部の商店街の積極的な取組などが見られるものの、効果には結びついていないことから、地道に取り組んでいく以外に方法はない。

重要なことは、まず第一に、山梨県とも連携しながら、社会経済状況の変化が甲府市に与える具体的影響を析出した上で、それを克服した後の「あるべき姿」(グランドデザイン)を総合的・具体的に描き、その「あるべき姿」を行政・市民で共有することが必須である。その上で、第二に、「あるべき姿」を実現していくために効果的手段を網羅的に考案し、それぞれが、「あるべき姿」の実現にどのように、どの程度、貢献・寄与するかを解析することである。どこの自治体も、一過性のイベントや「あるべき姿」とはさほど関係のない「集住対策」を行っているが、いずれも功を奏していないのが実態である。

こうしたことを踏まえ、構成事務事業について考察すると、「中心市街地活性化基本計画推進事業」は、計画の進行管理だけを取り出した事務事業であることから、中心市街地活性化の内容ではなく、進行管理の内容、進行管理の方法、進行管理の態様、進行管理の適切性・効果性等に特化した記載内容とすべきである。これにより、成果指標も大きく変わってくる。

「中心市街地商業等活性化事業」については、アミューズメント機能を備えた郊外型大規模店舗の進出、モータリゼーションの進展、ネットを通じた商取引の増大、消費者の価値観の多様化など、社会経済の急激な変化によって、中心市街地の置かれた状況は、なかなか厳しいものとなってきている。全国成功事例をみると、過去にそうであったように中心市街地に日常性を求めるのではなく、「非日常性」を創出していくことが重要である。この事務事業については、そのような要素もあるが、「非日常性」をストーリーとして創出しているところが見受けられない。

「優良建築物等整備事業」については、事業者からの計画を元に、市街地環境の向上と良質な市街地住宅の確保を目指し、市が誘導を行っているものである。中心市街地の人口増のためには、重要な事務事業であると思われるが、民間事業者の計画を尊重することになることから、市が積極的に関わる内容に変えて行くべきである。

「中心市街地定住促進事業」については、中心市街地が空洞化することは、景観の点やまちの

機能の点からも好ましくないことは明らかである。この事務事業は計画区域内外での住民の「不公平」を助長するものであり、廃止が適当である。

「甲府駅周辺拠点形成事業」については、回遊道路の整備は、中心市街地の活性化にとって必要な事務事業だと考える。しかしながら現状は、不動産鑑定、事業用地購入契約の締結、家屋等移転補償契約の締結等を行ったに過ぎず、現在のところ評価する段階にはない。

(2) 構成事務事業に対する意見

ア 中心市街地商業等活性化事業

- 「中心市街地企画提案型イベント補助事業」の「甲府ジャズストリート」について、現在では独自で実施できている点、また、ジャズの店舗が増加してきていることは商店街の特色を出す意味からも貴重な成功事例として評価できる。

イ 中心市街地定住促進事業

- 補助金が中心市街地への移住のインセンティブとなっているとは認められない。主な支給対象予定者が新築マンションの購入者であることを考えても、補助金があるから中心市街地への移住が促進されるという関係にはなっていないと思われる。そのため、移住支援のための補助金の形式を取ってはいるが、実質的には中心市街地への移住者が運良く受け取れる報償金となってしまっている。

ウ 甲府駅周辺拠点形成事業

- 中心市街地活性化のためには、単に道路を整備するに止まらず、その周辺の再開発などを実施することが必要である。このような市民や観光客の実感度の向上に結び付きやすい対策を、より一層力を入れ継続していく必要がある。

5 行政評価外部評価制度の改善点

本年度の行政評価外部評価は、試行運用として評価をしてきたが、その中で改善点を次のとおりまとめたので、検討をお願いするものである。

(1) 対象施策の選定について

行政評価外部評価の施策評価を行うには、施策の方向、成果指標、構成事務事業の妥当性などの判断や事務事業の実施内容等を十分に理解することが必要となる。

したがって、委員会として適正な評価が行えるよう、対象となる施策については、構成事務事業数を踏まえ、設定されたい。

(2) 成果指標の適切な設定について

施策（目的）と構成事務事業（手段）の連鎖構造を的確に把握するためにも、施策の方向（目的）には、当該施策の実施によって実現すべき具体的姿（あるべき姿）を明確に表現する必要がある。

施策の成果指標は、施策の目的や意図が、「どの程度達成されたか」、「どのような成果や効果があったか」などを定量的に測るものでなければならないが、こうした指標の設定が難しい場合には、アンケート調査や市民満足度調査等の結果を加工した「効用指標」を設定するなど、指標の設定に工夫を図られたい。

なお、施策の成果指標は、施策実現の手段である構成事務事業を網羅したものとして設定されたい。

(3) 職員研修について

行政評価外部評価を実施するにあたり、より適正な評価が可能となるよう、施策評価について職員への研修を実施するとともに、職員への制度周知や指導を徹底されたい。

(4) 施策評価シートについて

「第六次甲府市総合計画 施策評価シート」の1次評価における総合評価欄は進捗状況の評価となっている。施策評価を行うためには、外部評価委員会の評価結果欄と同一の「効果」の評価となるよう、統一するべきである。

(5) 評価作業について

担当部局からのヒアリングを受け、施策及び事務事業についての理解を深めるとともに、委員同士の議論を十分に行うため、施策等の説明を短縮し、ヒアリングの時間を増やすことを検討されたい。

6 附属資料

(1) 委員会開催経過

次の日程により、外部評価委員会を開催した。

第1回	平成29年6月22日（木）	委嘱状交付式及び外部評価の説明
第2回	平成29年6月29日（木）	施策の説明（施策：生涯学習の充実）
第3回	平成29年6月30日（金）	施策の説明（施策：商業・工業の振興）
第4回	平成29年7月6日（木）	施策の説明（施策：住環境の向上）
第5回	平成29年7月7日（金）	施策の説明（施策：中心市街地の活性化）
第6回	平成29年7月20日（木）	評価のとりまとめ
第7回	平成29年8月3日（木）	外部評価結果報告書を市長に提出

(2) 評価の流れ

ア 外部評価の実施：4回実施

評価は、一般公募委員の負担を考慮し、一般公募委員を2班に分け実施した。

委員が施策評価所管室から施策等の説明を受けた後、評価するにあたり十分な情報を得るためのヒアリングを行った。また、委員が個人の意見を発表した。

〔1 施策あたり 150 分：2 班編成〕

項 目	内 容
施策等説明 (80 分程度)	施策評価所管室長は、事前配布した資料やパワーポイント資料等を用いて施策を説明し、担当課長は事務事業について説明した。
ヒアリング (50 分程度)	「行政評価外部評価シート」及び「事務事業チェックシート」等を参考に施策所管室長及び担当課長にヒアリングを行い、施策及び事務事業についての理解を深めるとともに、疑問点や改善点について議論を行った。
意見発表 (20 分程度)	評価結果及びその理由や改善点などを発表した。

イ 評価結果の取りまとめ：1 回実施

評価結果の取りまとめにあたっては、事務局において各委員の意見発表の内容などを基に評価結果（案）を作成し、評価施策ごとに議論を行い、評価結果の取りまとめを行った。併せて、今回の外部評価の試行結果について、改善点の取りまとめを行った。

〔1 施策あたり 20 分〕

項 目	内 容
評価結果（案）の説明 (5 分程度)	事務局が、作成した評価結果（案）を説明した。
評価結果（案）の議論 (10 分程度)	委員は、評価結果（案）に対する意見を述べ、修正等について議論した。
修正等の確認 (5 分程度)	議論の結果を踏まえ、修正箇所等の確認を行った。

(3) 委員名簿

役 職	氏 名	区 分
委 員	花 輪 仁 士	学識経験者
委 員	小 林 和 美	学識経験者
委員長	外 川 伸 一	甲府市行政改革を考える市民委員会
委 員	渡 辺 たま緒	甲府市行政改革を考える市民委員会
委 員	矢 崎 孝 子	一般公募
委 員	波木井 淳 一	一般公募
委 員	日 向 希世美	一般公募
委 員	樋 口 勇 人	一般公募

(4) 評価作業における委員構成

[1班]

○ 評価施策

生涯学習の充実	住環境の向上
---------	--------

○ 評価委員

役 職	氏 名	区 分
委 員	花 輪 仁 士	学識経験者
委 員	小 林 和 美	学識経験者
委員長	外 川 伸 一	甲府市行政改革を考える市民委員会
委 員	渡 辺 たま緒	甲府市行政改革を考える市民委員会
委 員	矢 崎 孝 子	一般公募
委 員	波木井 淳 一	一般公募

[2班]

○ 評価施策

商業・工業の振興	中心市街地の活性化
----------	-----------

○ 評価委員

役 職	氏 名	区 分
委 員	花 輪 仁 士	学識経験者
委 員	小 林 和 美	学識経験者
委員長	外 川 伸 一	甲府市行政改革を考える市民委員会
委 員	渡 辺 たま緒	甲府市行政改革を考える市民委員会
委 員	日 向 希世美	一般公募
委 員	樋 口 勇 人	一般公募

(5) 甲府市行政評価外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1 市民参画を得て、施策及び事務事業に対する第三者の視点からの評価及び意見を聴収し、行政評価の客観性と透明性の確保並びに効率的で質の高い行政サービスの提供を図るため、甲府市行政評価実施要綱第7の規定により甲府市行政評価外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は次の事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 市の行政評価
- (2) その他行政評価に関する事項

(組織)

第3 委員会は、次の各号に掲げる8名以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 甲府市行政改革を考える市民委員会委員 2名
- (3) 一般公募による者 4名以内

2 委員は、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(評価の対象)

第 7 評価対象とする施策等は、別途策定する「外部評価実施要領」に定めるところによる。

(評価の方法)

第 8 委員会は、行政内部で実施した一次評価等を基に、施策ごとに、その施策等の内容について関係職員とのヒアリングを行い、委員会の議決により施策等の評価を決定する。

(評価結果の集約)

第 9 委員長は、全ての評価終了後、評価結果を記載した「外部評価結果報告書」を作成し、出席委員全員の承認を得る。

(会議の公開)

第 10 委員会の会議は、原則として公開する。

(議事録の作成)

第 11 委員会の議事録は事務局が作成し、出席委員全員の承認を得る。

(庶務)

第 12 委員会の事務を処理するため、事務局を企画部に置く。

(補則)

第 13 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 甲府市事務事業外部評価委員会設置運営要綱(平成 16 年 6 月 1 日企第 2 号)は、廃止する。